


 2013.5.13
 コチ コンサルティング

5月6日の国务院常务会议において、本年の経済体制改革の重点項目の一つとして“居住证弁法の正式提出、戸籍制度改革の規律的推進”が挙げられました。都市化が進む中、新たな格差是正策が講じられようとしています。格差是正策である労務派遣規制による直接雇用への移行においても、居住证に関わるトラブルが発生しています。本号では、居住证政策の概要ならびに、直接雇用への移行作業でトラブルが散見される住宅積立金（住房公積金）の概要をご報告します。

コラムでは、史上最悪の内定率と報道されている新卒生の採用に関わり、中国の大学格差に関してご紹介いたします。

内容 【人事・労務情報】
 ■居住证制度
 ■住宅積立金（住房公積金）
 【コラム】中国の大学格差 ～戸籍の最大のメリットは子女教育～

人事・労務情報

■居住证制度

中国では社会保険、教育等の公的サービスは戸籍所在地で享受することが基本とされています。改革開放後大都市への外来人員（非戸籍所有人口）の流入増加に伴い“暫住証”制度を経て、外来人員の一定の公的サービス享受を可能にするため、条件を満たした外来人員に“居住证”を発行し、当地戸籍所有者と同等の生活を可能にする居住证制度が都市ごとに試行されてきました。

上海では2002年6月から居住证制度が試行されました。居住証の期限は都市ごとに異なりますが、1年から3年が一般的で、満了時には更新が必要です。

2009年2月には、7年間居住证を保持した人員は一定の諸条件（社会保険の継続正常納付、一定の学歴・資格、相応の職務に従事等）を満たせば上海市の戸籍を申請することができる制度《特有〈上海市居住证〉人員申弁本市常駐戸籍試行弁法》が試行されてきました。

2012年11月には本年の施行を目指して《上海市居住证管理弁法（草案）》が起草され意見公募を終了しています。

【居住证保持者が享受できる主な待遇】

- ・ 子女の居住地における義務教育
 - * 現在は大学統一試験（高考）は戸籍保持者と区別されています。
- ・ 都市社会保険加入、待遇享受
 - * 2011年の社会保険法施行以降、居住证不保持の外、地戸籍人材も上海では都市保険加入可能。
- ・ 運転免許取得
- ・ 香港/台湾/マカオへの通行証手続き
- ・ 公共住宅入居、住宅積立加入/利用
- ・ 公共衛生サービスの享受
- ・ 計画生育関連サービスの享受
- ・ 各種資認証の取得

【居住证申請の主な条件（上海市・現在）】

- ・ 大学本科以上の学歴または特殊技能保持者。
- ・ 本市での正式就労者または投資/創業者/留学（本科卒以上）または海外就労からの帰国者とその配偶者、18歳未満の子女。
 - * 正式就労の証明には6ヶ月以上の労働契約の提出が必要とされていますが、一般就労者の居住证有効期間は1年間であり、労働契約期間を超える居住证は発行されないとされています。
- ・ 一般就労者の場合は就労先の登録（実行済み）資本金が100万元以上であること。
 - * 知識服務企業、ハイテク企業等は資本金規制外
- ・ 6ヶ月以上の居住証明があること。
- ・ 本市の2級以上の病院の健康証明書があること。

NAVI （直接雇用への移行と居住証更新スケジュール）

上海市では、7年以上の居住証の継続保持が戸籍申請の条件とされています。直接雇用への移行に際し居住証更新手続きに滞りが出た場合には当該従業員の上海市戸籍申請に影響するため確認が必要です。居住証の更新には、労働契約締結先企業名義の社会保険納付証明、所得税納税証明が必要となります。給与支給日、社会保険納付日、所得税納税日・納税証明の取得等のスケジュールの考慮が必要です。

【居住証更新に必要な書類の調整スケジュール例（最速）】

労働契約期間（直接雇用移行日）：2013年7月1日

7月分給与支給日：2013年8月5日（*当月給与を翌月5日払いとする場合）
7月分社会保険納付：2013年7月中に納付可能（*納付手続きを自社で実施する場合）
7月分社会保険納付証明：8月中取得（*納付手続きを自社で実施する場合）
7月分所得税納付：2013年8月5日以降（納税後随時）
7月分納税証明書発：2013年8月5日以降（納税後随時）

*** 労務派遣会社の“人事代理サービス”利用の場合は人材派遣会社の業務スケジュールにより社会保険納付証明、納税証明書の入手は通常で9月以降になります。事前確認が必要です。**

NAVI （直接雇用に伴う人事業務負荷）

上海市では、企業従業員として居住証の申請、更新には、各企業毎に3名の申請担当者しか認可されていません（担当者の身分証明書番号を登録の上、手続き時に提示要）。申請・更新に当たっては報酬を含めた個人情報が開示されるため、複数の居住証保持者がいる場合は、信頼できる担当者を選定する必要があります。直接雇用では、雇用主としての人事業務遂行体制、人事機密保持体制等の整備が必要と思われる。

■住宅積立（住房公積金）

住宅積立金は都市従業員社会保険加入者には企業、個人ともに強制積立が義務付けられていますが積立金は個人に所有権があるとされています。毎年7月の基数更新手続き以外には、企業の管理業務はなく管理者には詳細が把握しにくい福利厚生ですが、家賃や住宅購入費用の高騰が続く中、住宅関係の福利厚生（補充住宅積立、会社ローン、住宅手当等）は従業員が重視する福利厚生項目です。

【住宅積立の概要】

納付額：企業・個人負担ともに従業員個人の前年度平均賃金の5%以上。都市ごとに5%以上の設定可能。免税最高比率が設定されている都市が多く、企業・個人負担各12%が最多数。

移転措置：勤務地の変更や移動による積立金の措置は、一時金として取り崩すことが可能な地域が大半。

域外への積立金の転出、域外からの転入は地域ごとに様々な政策があります。

将来の住宅購入予定地域次第では、現在の積立金からの借入が不可能な場合もあります。

借入条件：各地様々な政策がありますが、大半の都市で一定期間の連続納付履歴が条件とされています。

（上海、蘇州、無錫、南京、昆山等：6ヶ月。北京：1年（非北京戸籍は別途条件）等）

* 借入条件とされている連続納付が途切れた場合の措置も地域ごとに設定されています。一旦継続納付が途切れた場合は、新たに継続納付履歴が借入条件に達するまで借入不可となる場合が多く、積立が途切れた期間には借入が不可能とされています。

NAVI（直接雇用への移行と住宅積立）

直接雇用への移行に際し、住宅積立の納付が途切れた場合は、住宅ローンの開始が困難になる場合があります。また、ローン返済中の従業員には、万が一の口座からの引き落とし不足が発生しない様、事前に措置を講ずるよう通知する等の措置を講じるべきだと思われます。

コラム

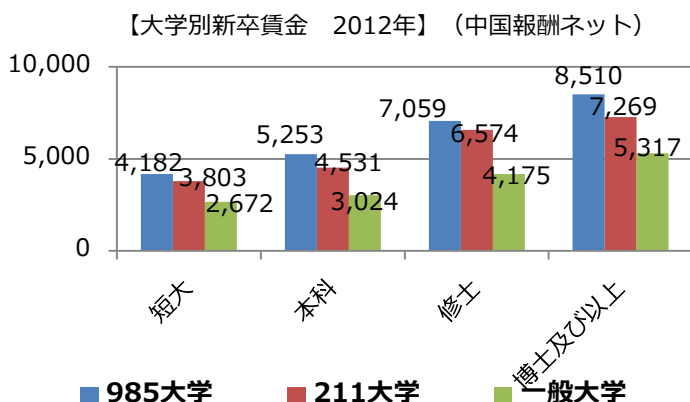
「中国の大学格差 ～都市戸籍の最大のメリットは子女教育～」

今年は史上最悪の就職難か…と言われるほど大学生の就職内定率が低いようです。中国の教育制度では短大、大学本科、修士課程、博士課程を高等教育課程としています。中国の高等教育進学率は経済発展とともに急激に向上し、普通高校から大学（短大を含む）への進学率は80%を超えています。

*参考：中国の教育制度 <http://cochicon.com/1-5/>
 どこの大学を卒業したか…が一層重要となり、大学格差が拡大しています。

かつては重点大学という分類がありましたが、現在は1995年に、21世紀に100校の一流大学を育成するというプランに沿って指定された“211工程大学”（2011年末112校）と、1998年5月4日の北京大学創立100周年に合わせて“世界一流水準の大学を育成する”方針に沿い新たに設けられた985工程大学（2011年末39校）が一流大学の目途とされています。

下図は新卒の出身大学別賃金です。出身大学により大きな賃金格差が存在します。一人っ子が主流の中国で子女教育に力が入る背景が理解できます。



中国の大学入試は戸籍所在地（直轄市、省）ごとに募集人数、合格ラインが決められます。

北京や上海等の大都市戸籍保有者は一流大学の合格ラインが低く、大都市戸籍は大学入試に有利となります。

都市社会保険への加入条件が緩和された現在では、都市戸籍取得の最大の目的は子女教育の為と言われています。

ご案内

7月1日の改正労働契約法の施行に伴い、総量規制等の実施細則の発布を待たず、コンプライアンスの観点から直接雇用体制を整える企業様が増加しています。雇用環境が変化する中、人材活用力、従業員満足度等の企業競争力を高めるため、本セミナーをご活用賜れますようご案内申し上げます。

改正労務派遣法規施行への備え～直接雇用の法務上・実務上の留意点と労務リスク軽減のための人事管理施策～

【日時】2013年6月5日（水） 13:30～16:30（13:00開場）

【場所】上海花園飯店 2階 ジャスミン（上海市茂名南路58号）

【内容】労働契約法改正部分の解釈、実施細則の動向、実務運用上の留意点

労働契約ならびに付随する就業規則に関する留意点：労働契約約定事項調査（100社データ）報告、運用アドバイス
 直接雇用の留意点：最近のトラブル事例と最新判例から（契約解除、営業秘密の保護および競争規制、賃金の集団交渉等）
 合理的・効率的な人事管理（就業規則、人事データ管理、報酬管理、懲罰管理等）

【講師】金杜法律事務所パートナー弁護士 劉新宇 / 可馳企業管理諮詢（上海）有限公司 総経理 畑伴子